

○弘前地区環境整備事務組合火防規程

〔 昭和47年 8 月 1 日 〕
〔 訓 令 第 3 号 〕

改正 平成4年3月31日 訓令第1号
平成15年3月25日 訓令第1号
平成18年2月27日 訓令第2号

平成27年9月25日 訓令第1号
平成28年2月24日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規定は、弘前地区環境整備事務組合の施設(以下「施設」という。)の火災(地震等の災害を含む。)の予防、防衛等(以下「火災予防等」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(火防主管者及び火防責任者)

第2条 別表左欄に掲げる施設に当該中欄及び右欄に掲げる火防主管者及び火防責任者を置く。

第3条 この規程に定めるもののほか、施設の火災予防等に関し必要な事項については、弘前市庁舎等火災予防規程(平成18年弘前市訓令第24号)の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日訓令第1号)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日訓令第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月27日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月25日訓令第1号)

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月24日訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表

施設 の 名 称	火 防 主 管 者	火 防 責 任 者
弘前地区環境整備センター	総務課長	総務課長の指名する職員
南部清掃工場		